



☎先着 ㊦定員を超えると抽選 ☎電話相談も実施

	項 目	日 時	場 所	問い合わせ☎
一般相談	行政相談	8月20日(水) 午後1時30分～3時30分	市役所 5階501会議室	秘書広報課
	司法書士による相談 要予約 ㊦6名	8月14日(水) 午後1時30分～(1人20分) 受付：8月1日(金)～13日(水)正午まで	市役所 2階入札室、 入札控室	
	土地境界相談 要予約 ㊦6名			
	弁護士による相談 要予約 ㊦8名	8月21日(水) 午後1時30分～(1人20分) 受付：8月1日(金)、4日(月)、5日(水) 初回優先	市役所 2階入札室	
	建築なんでも相談 要予約 ㊦2名	8月8日(金)、22日(金) 午後1時30分～ (1人50分) 受付：各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
	市民ふくし相談 日常生活の困りごとなど	①8月4日(月) 午後1時30分～4時 ☎ ②8月13日(水)、20日(水)、23日(土) 午前10時～午後3時 ☎	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
	司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ㊦3名	8月14日(水) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
	人権相談	①月～金曜 ☎ ②8月1日(金)、③14日(水)、④21日(水) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③吉川支所 相談室 ④市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
	農地相談	8月8日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
	税務相談 要予約 ㊦4名	8月6日(水) 午後1時30分～3時30分 ☎ 受付：8月4日(月)まで	市役所 3階税務課	税務課
若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	8月19日(水) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300	
DV・いじめ・こころ	DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	DV相談室	DV相談室 82-8300
	子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
	こころの相談 (電話相談) うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 (時間外は他の相談窓口を紹介)	☎89-2471	健康増進課
	青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜 ☎	教育センター 2階	教育センター 82-8686
虐待	児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 2階 こども福祉課	こども福祉課 83-2266
	高齢者虐待相談	月～金曜 ☎	①地域包括支援センター ②西部サブセンター ③吉川サブセンター	高齢福祉課 ①89-2337 ②83-0160 ③72-2222
女性・教育	女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 } 電話相談 木曜 午後1時～4時 } ②火曜 午後1時～4時 } 予約相談 木曜 午前10時～正午 } (面接・電話)	①☎89-2354 教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331
	女性のための 弁護士相談 要予約 ㊦4名	8月27日(水) 午後1時50分～4時30分 受付：8月22日(金)まで【要事前面談】		
	あんしん教育相談 面談は要予約	月～金曜 ☎	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者	障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ☎	市役所 3階障がい福祉課	障がい福祉課 ☎89-2449
	福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②8月6日(水)、22日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	
	身体障がい者相談	8月9日(土)、20日(水) 午後1時～3時	ハートフルプラザみき 2階 身体障害者福祉協会	

三木警察署だより

☎82-0110

インターネットバンキングが悪用された被害が急増！



警察です。あなたは事件の容疑者になっています…身の潔白を証明するために〇〇県警(遠方の警察署)まで来てください

そんな事件知りません。今から用事があるので警察には行けません。どうすればいいですか？

あなたの口座にあるお金が犯罪に関係ないか捜査します
あなたのインターネットバンキングからこの口座(犯人の口座)にお金を振り込んでください

逮捕されるのは困るし…お金を振り込みますので捜査してください



インターネットバンキングはATMとは違い、振込限度額の多くが数百万円以上と高額に設定されており、被害が拡大しています。相手の氏名・部署などを聞き、自身で調べた警察署に確認しましょう。 「ひょうご防犯ネット+」で特殊詐欺・犯罪情報を配信中▶



消費生活相談

■ そのURLのクリック、ちょっと待って！！

☎(市)生活安全課

相談事例

大手通販サイトからスマートフォンに「会員満期通知」という件名でメールが届いた。メールを開くと「月会費600円が引き落としできませんでした」と書いてあったので、「会員ログイン」を選択し、クレジットカード番号を入力した。後日、クレジットカードの利用明細に覚えのない20万円の請求があった。

利用している銀行からメールがあり、「犯罪収益移転防止法の規定により、取引目的を確認します」という文言とURLが記載されていたので、画面を操作し、口座番号やパスワードなどを入力した。その後、口座から出金しようとしたら残高が0円になっていた。

アドバイス

- フィッシング詐欺とは、実在する組織名を使って、ユーザー名、パスワード、クレジットカード番号などの個人情報を詐取し、本人になりすまして不正な取引を行う犯罪行為です。
- フィッシングメールは非常に巧妙な作りで、ほとんど本物の組織と見分けがつかません。記載されたURLなどにはアクセスせず、正規サイトの連絡先を調べて問い合わせましょう。
- 怪しいサイトに個人情報を入力してしまったと気付いたら、すぐに金融機関やクレジットカード会社へ連絡しましょう。また、被害の拡大を防ぐためにカード番号やパスワードを変更しましょう。不審な時は警察または消費生活センターに相談してください。



契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは **消費生活相談へ**

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター (窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)



▲身近な相談事例はこちらから